



石川労働局発表
令和7年11月12日(水)

【照会先】

石川労働局労働基準部賃金室
室長 河野 英俊
室長補佐 石間 康時士
電話 076(265)4425

報道関係者 各位

「石川県特定（産業別）最低賃金」を改正します — 最低賃金・賃上げ支援策の活用を！ —

石川労働局（局長 ^{やぎ}八木 ^{けんいち}健一）は、10月8日に発効した石川県最低賃金（時間額1,054円）よりも高い水準で設定される「石川県特定（産業別）最低賃金」の改正について、11月25日までの官報に公示します。

改正後の石川県特定（産業別）最低賃金は、時間額1,060円～1,090円となり、令和7年12月31日から発効します。特定最低賃金の詳細については、【資料1】をご覧ください。

石川労働局では、改正後の石川県特定（産業別）最低賃金について、県内の対象となる産業の事業場・労働者に広く周知し、履行確保を図っていきます。事業者には、賃金引上げに活用できる各種支援策【資料2】を周知します。

また、11月25日（火）から効力発生日の12月31日（水）までを「石川県特定最低賃金集中周知期間」として以下の取組を行います。

【周知強化期間の主な取組】

○ 関係団体に対する労働局長による要請

・ **一般社団法人 石川県経営者協会 会長への要請**

11月25日(火)10:00～（於：金沢商工会議所会館3階 協会事務所）

・ **日本労働組合総連合会 石川県連合会 会長への要請**

11月26日(水)11:00～（於：石川県勤労者福祉文化会館6階 連合事務所）

※ 要請場面の取材（カメラ入り含め）が可能です。令和7年11月21日(金)17時までに上記照会先（石川労働局労働基準部賃金室）へご連絡ください。

上記を含め、県社会保険労務士会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県労働基準協会連合会の計7団体へ労働局長が訪問し、要請・意見交換します。

○ 広報誌への掲載やリーフレットの配架などの協力を要請

※ 最低賃金・賃上げ支援策の詳細については、
キャリアアップ助成金は、石川労働局職業安定部職業対策課（076-265-4428）
その他の支援策は、【資料2】に記載の問合先までご照会ください。